

宮城県中小企業等デジタル化支援事業（デジタル化相談） 応募要領

1 目的

生産年齢人口が減少期を迎える中、各企業においてはデジタル技術を活用した生産性改善が急務となっています。そこで、生産性向上等を目的とした県内中小企業等のデジタル化の相談等に対し助言等を行い、デジタル化を推進するものです。

2 事業の流れ

- ① 事業者がエントリーフォームに相談内容等を入力
- ② 宮城県からの委託を受けた「（公財）みやぎ産業振興機構（以下「事務局）」が内容を確認し、技術アドバイザー又は経営アドバイザーを派遣
- ③ アドバイザーから事業者へ助言等を実施

3 対象者

対象となる事業者は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業者

- （1）宮城県内に本店を有し県内で事業を営む法人、又は県内に住所を有し県内で主たる業務を営む個人事業主
- （2）これまでの業務を効率化し、生産性向上等を目的にデジタル化に取り組もうとする事業者
- （3）情報通信業を除く業種の事業者

※対象外となる事業者

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者
- ・ 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、農事組合法人、組合
- ・ みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・ 県税に未納がある者

4 相談内容等

（1）相談内容

対応する内容は、生産性向上等に係るデジタル化に向けた各種相談とする。

【相談例】

- ・ デジタル化とは何か聞いてみたい
- ・ 自社のどの部分がデジタル化できるのか聞いてみたい
- ・ デジタル化に向けて自社の課題を整理してみたい
- ・ デジタル化の案を作ってみたが専門家の意見を聞いてみたい
- ・ デジタルツールを導入したものの、想定よりも効果が出ていないので、専門家に改善方法を聞いてみたい 等

(2) 派遣回数

1 事業者 1 回まで無償

5 アドバイザーの派遣等

ご相談内容に応じ、県から運営を委託された（公財）みやぎ産業振興機構から、各種アドバイザーを派遣する。

(1) アドバイザーの種類

技術アドバイザー：生産性向上・改善のため、事業者のデジタル化に向けた課題等の解決に係る具体的な手法等について説明、提案及び助言を行う。

経営アドバイザー：デジタル化に向けた課題の明確化等の助言を行う。

(2) 費用

無償（最大 1 回まで宮城県が負担）

(3) 相談先

下記**事務局**に相談すること

- ・ 中小企業等デジタル化支援事業補助金事務局（（公財）みやぎ産業振興機構）

【電話番号：022-225-6639】

以下のページから「エントリーフォーム」にアクセスし、相談内容等を記入してください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/r7digital-shien.html>)

- ・ 県担当課室 宮城県経済商工観光部中小企業支援室

（電話番号：022-211-2745）



(4) 受付期間

令和7年5月23日（金）から 令和8年2月13日（金）17時まで

※応募多数の場合、受付を締め切らせていただく場合があります。

(5) 相談の流れ

- ①相談内容をエントリーフォームに記入し送信。
- ②事務局からの連絡により訪問相談の日程を調整。
- ③アドバイザーから助言等を受ける。

【相談内容例】

- ・取引先からシステム導入を求められたが、必要なシステムが分からない。
- ・自社が製造する商品の生産管理体制をデジタル化により効率化したい。 等

(6) 留意事項

- ①混雑状況により派遣まで時間を要する場合がある。
- ②相談の日程等については、ご要望に沿えない場合がある。

6 アンケートの実施

補助事業完了後、その後のデジタル化の取組状況についてアンケートへの回答を依頼する場合がある。

7 その他

(1) 本相談の回数は、令和7年度において1事業者あたり1回のみ。

(2) 内容に不明な点等がある場合は、「5（3）」の事務局へ照会願う。